
平成 28 年度 事業報告書及び財務諸表

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

1. 平成 28 年度 事業報告書

2. 平成 28 年度 財務諸表

＜参考＞ 平成 28 年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)

3. 監事「監査報告書」(写)

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

平成 28 年度

事業報告書

目 次

(ページ)

1. 平成 28 年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく“再商品化業務”の実施	11
	2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化	14
	3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化	18
	4. 市町村への資金拠出を実施	20
	5. 商工会議所・商工会への業務委託	21
	6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開	23
	7. 関係主体間の共創の推進	25
	8. 事務局業務の改善と省資源・省エネ活動	28
	9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	29
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第 1 回定時理事会・定時評議員会	30
	2. 第 1 回臨時理事会	33
	3. 第 2 回定時理事会・臨時評議員会	34
	4. 監事会	37
	5. 常設委員会	38
	6. 再商品化見通し等報告会	41
	7. その他諸会議等	41
Ⅳ	組織（平成 29 年 3 月 31 日現在）	
	1. 組織図	42
	2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	43
	3. 常設委員会の委員	45

2. 平成 28 年度財務諸表

(1)	貸借対照表	53
(2)	正味財産増減計算書	54
(3)	正味財産増減計算書内訳表	56
(4)	キャッシュ・フロー計算書	58
(5)	財務諸表に対する注記	60
(6)	附属明細書	62
(7)	財産目録	63
<参考>	平成 28 年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	64

3. 監査報告書（写）

4. 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ監査報告書（写）」

別紙 1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	49
別紙 2	平成 29 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 28 年度）	51

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、当協定会款第3条で“生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に資する”ことを大きな活動目的として掲げている。その上で、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容リ法」という）第21条に基づく指定法人として日本全国で展開する諸事業は、当協定会款第5条に列記されている。第一点目は、特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業の実施。第二点目は、再商品化事業の推進に資するため広く一般に向けて行う①情報収集・提供、②調査研究活動、③講演会・説明会、④関係機関等との交流・協力等のほか、当協会の目的を達成するために必要な諸事業である。以上の事業はすべからず、公益目的事業としても認定されている。

現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙、④プラスチック）毎に分別収集及び選別を行い、引取基準に合った収集物（＝分別基準適合物）を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された分別基準適合物を、再生原料（紙、ガラスびん）や再生樹脂（PETボトル、プラスチック）に加工したり、化学的処理による高炉還元剤化やコークス炉化学原料化等（プラスチック）の手法により、「再商品化」を行っている。

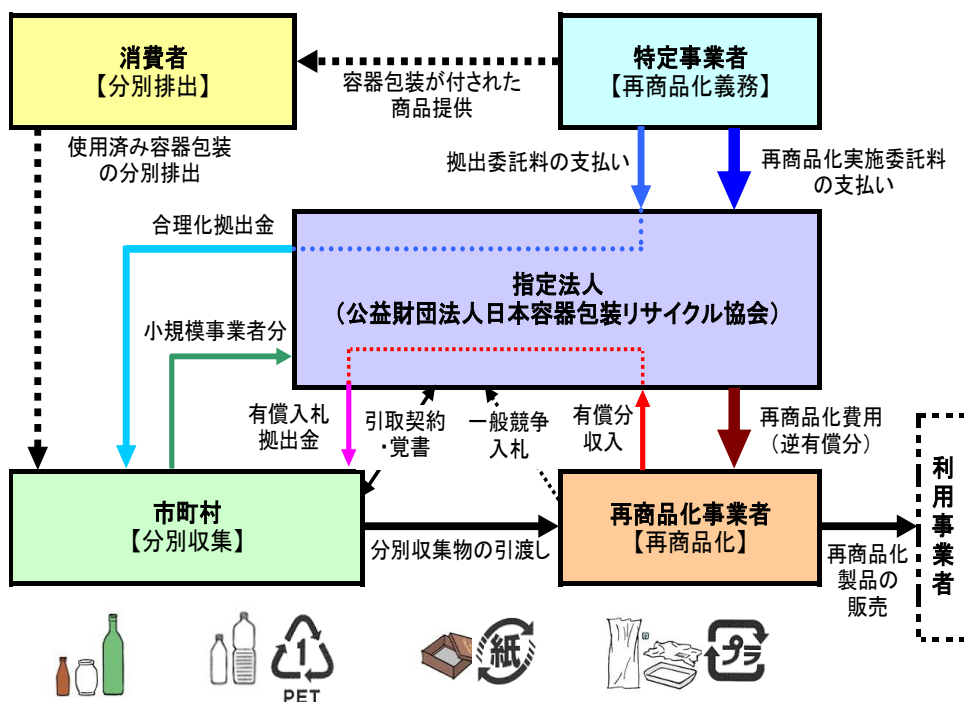
更に、当協会では平成28年5月、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合がとりまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において提起された、当協会が取り組むべき運用改善などの具体的事項について、主務省庁との協議を通じて対応しているところである。

なお、本報告書では、当協会の業務を広く一般の方々にもご理解頂くために、「再商品化」を初めとする専門的用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えるよう努めている。例えば、「再商品化」という言葉については、ほぼ同義語とされる「リサイクル」という言葉も多く併用している。

I 総括的概要

当協会は平成28年度において、4つの素材で製造・利用及び輸入されている容器や包装の再商品化（リサイクル）を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減を図るとともに、危機管理体制の強化にも力を入れて取り組んだ。

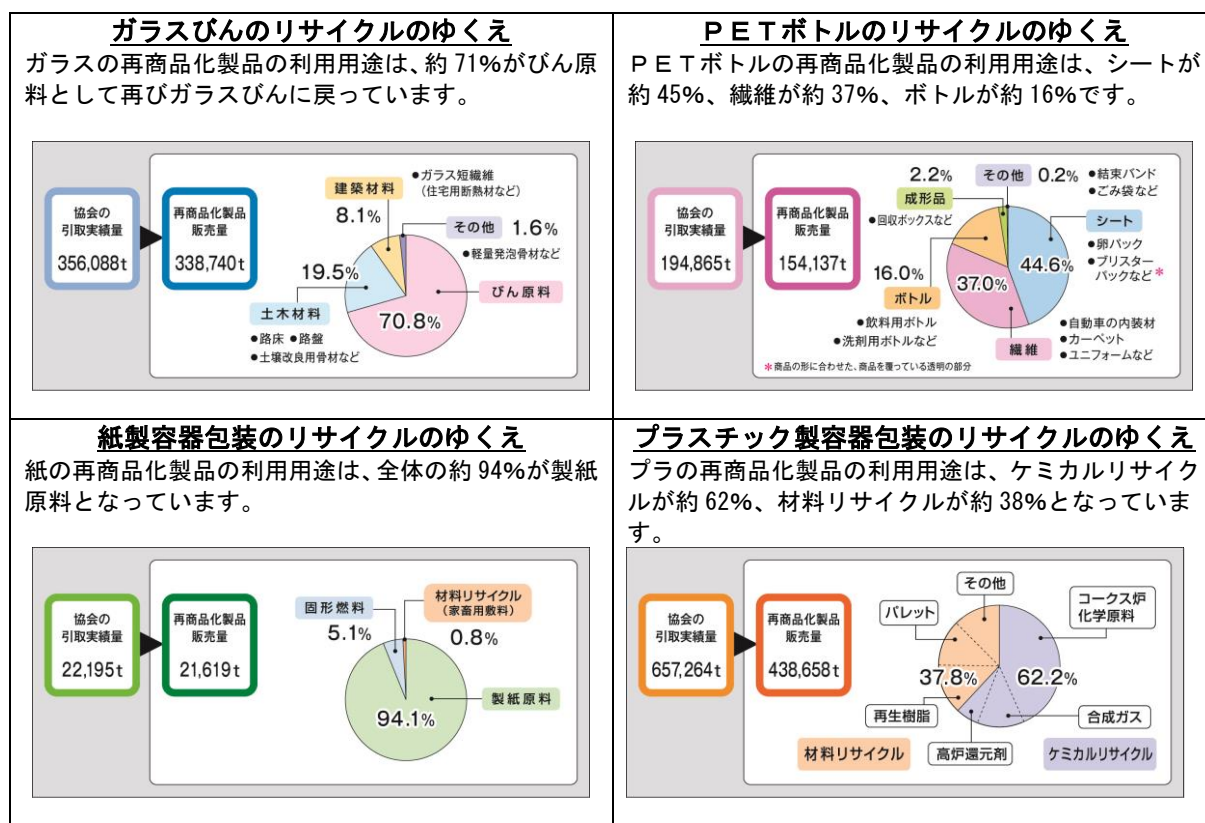
1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施



この事業スキームは、容リ法に基づく“再商品化の流れ”を整理したものである。ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックの4つの素材による「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法第11条～第13条に規定される“再商品化義務”（＝容器包装のリサイクル義務）を履行しなければならない。

このため、当協会は、容リ法第21条に基づく指定法人として、リサイクル義務のある特定事業者から、義務履行の代行に要する費用として支払われた“再商品化委託料”をもってリサイクルを行った。平成28年度に、当協会に義務履行の代行を委託した特定事業者（29年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、80,827社（27年度は80,059社）であった。

なお、素材毎のリサイクルのゆくえは、次の通りである。



2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

（1）健全なりサイクルのための社会的コストの適正化

～平成29年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況～

当協会では、平成29年度入札に参加を希望する再商品化事業者を、28年7月に募集した。申請事業者毎に行う登録の審査・判定については、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎審査は、債務超過等の状況にある事業者について、必

要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

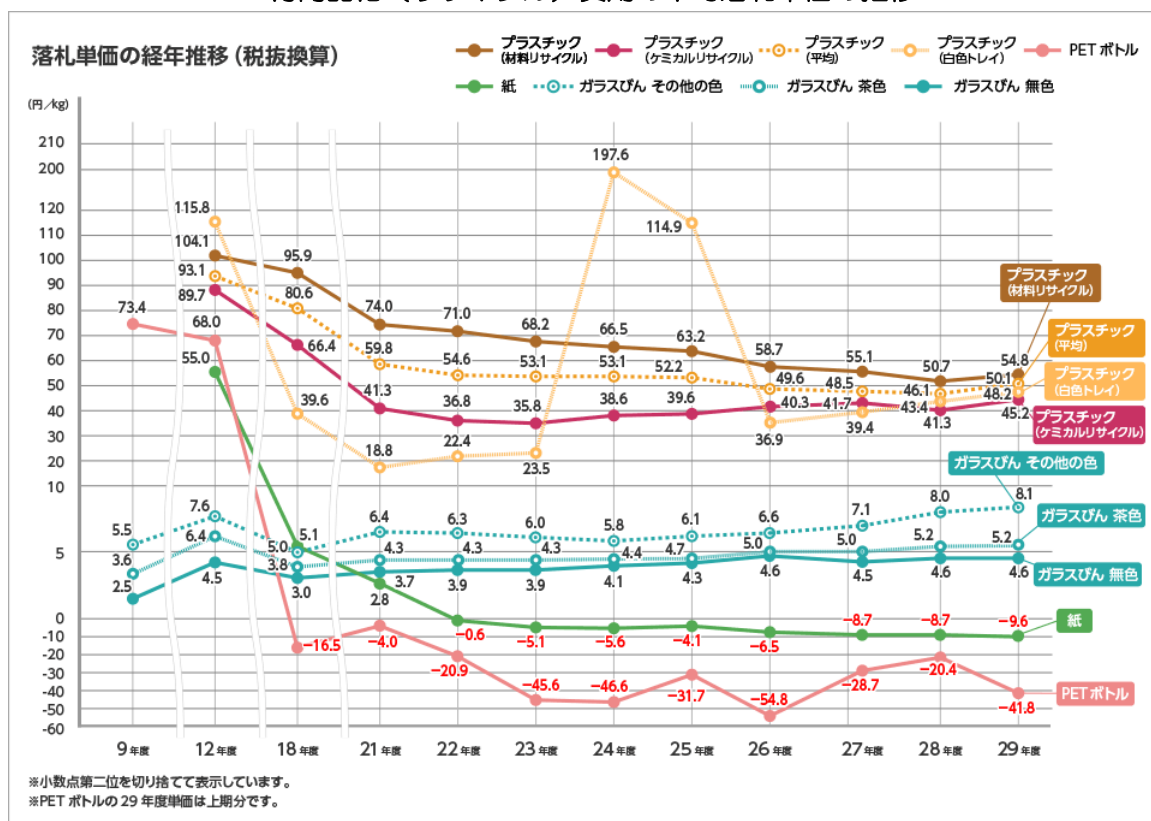
＜入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移＞

当協会では、登録審査に合格した事業者を対象に、平成28年12月～29年1月にかけて、市町村保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの29年度落札事業者（ガラスびん51社、PETボトル＜上期＞46社、紙48社、プラスチック46社）を決定し、29年度の再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回の入札を行うため、下期入札は29年9月末までに実施契約を締結すべく、29年6月～7月（予定）に改めて入札選定を行うこととなる。このため、次表に掲載している29年度のPETボトルの平均落札単価は、上期落札分である。

素材毎の落札結果などの詳細は、P14～P16参照。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



（２）引き取りバール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施する等、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分かれている。

とりわけ、容り法の対象素材の中でも圧倒的なボリュームを占める「プラスチック製容器包装」については、平成28年4～10月に調査を実施した結果、容器包装比率が85%を下回るDランクが7件（昨年3件）、破袋度評価がDランクの市町村は25件（昨年25件）と、昨年同様に改善が進んでいない。また、ライタ

一、電池等禁忌品（きんきひん）の混入については、以前にも増して悪化しており依然喫緊の課題となっている。

再商品化事業者において実施されるこの調査への市町村の立会率は60%（前年度61%）となっており、ベール品質調査への市町村の関心は依然として高い。



ベール品質調査実施風景



市町村での出前講座

こうした品質調査に加えて、当協会ではプラスチック製容器包装のベール(＝分別収集したものを圧縮梱包したもの)の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」(テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施しており、28年度は16市町村等で開催し710名の参加があった。

このほか、市町村担当者の自主的勉強会用教材DVD「プラスチック製容器包装“ビデオ出前講座”」と「禁忌品混入防止のお願い」DVDの積極的な活用を推奨した。

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

① PETボトル

PETボトルについては、使用済みPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等について、関連団体とも連携し幅広い層への情報発信を行うべく、前回調査(＝平成25年度公表の“使用済みPETボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析”＜対象は23年度＞)を踏まえて、分別収集から繊維などの再商品化製品利用製品の加工工程までを通して、リサイクルした場合・しなかった場合の比較分析を行った。調査分析結果は、平成29年1月に当協会ホームページで公表するとともに、同年2月21日に、関係者を対象とした分析結果報告会を、当協会会議室にて開催した。



使用済みPET分析結果報告会(於・協会会議室)



協会HPで公表した報告書

② プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装では、環境負荷データの報告・公表を年次報告として継続したが、その際、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ*等の見直しを実施し、必要な箇所の再計算と確認を行った。

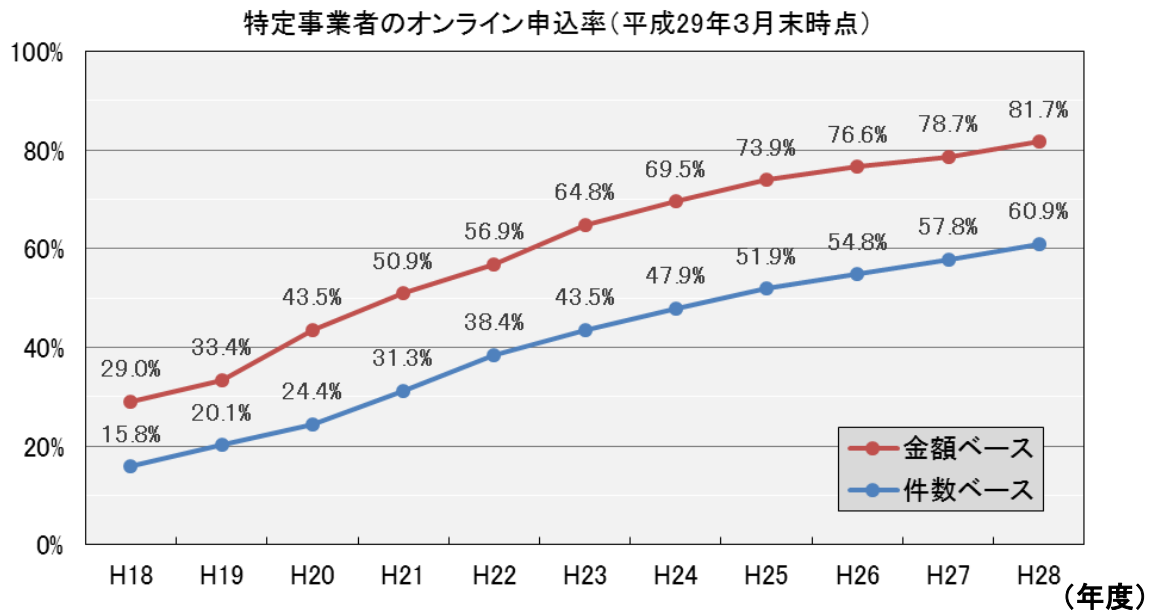
*インベントリーデータとは、ライフサイクルの各段階における資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータを意味する。

③ ガラスびん

平成 27 年度に実施した「市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷」に関する調査結果について、当協会ホームページや再生処理事業者向け説明会、市町村説明会等で説明し、ガラスびんカレットを利用した場合の環境負荷の低減効果を訴え、ガラスびん引取量と再商品化量の拡大を要請した。

(4) オンライン申込みの促進による業務の効率化

当協会の基幹システム REINS による、特定事業者からの再商品化委託申込みは、システム導入の平成 18 年度以降、継続して伸びている。28 年度迄のオンライン申込率の推移を見ると、金額ベース・件数ベースともに右肩上がり推移し、件数ベースでは初めて 60%を超えた。



3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持・強化

平成 28 年度の危機管理実績の一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動 5 件（前年度 7 件）、「業務改善指示」が 16 件（同 8 件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を 38 件（前年度 28 件）発信する等、危機管理として各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイ

ヤルを通じて把握した「告発情報」であるが、28年度は7件（同6件）あり、適切に対応した。日常的には、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、当協会「危機管理規程」に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応している。

（２）再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者との“再商品化実施委託契約書”記載事項の順守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実・効率化を通じて、当協会による事業者管理体制を強化した。また、不適正行為通報については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切な対処を心掛けた。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めた一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」並びに「現地確認の実施」の指導を徹底した。また、事業者管理の強化のために、再商品化事業者への現地検査を、再商品化事業者の実情に即して臨機応変に実施した。

（３）再商品化義務の不履行事業者への対応

当協会では、リサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、①国の行うただ乗り事業者対策の基礎資料として、国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出、あるいは、②前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請、更には、③過年度分の申込等が漏れている事業者に対するフォロー、④再商品化義務履行者リスト（委託料金完納事業者リスト）の当協会ホームページへの掲載等、種々の対策を講じている。

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料未納の大口事業者6社に対しては、当協会の顧問弁護士名での法的措置を念頭に置いた支払い催告を行い、催告をかけた全ての事業者から分割払いを含め支払う旨の意思表示があった（約7,600万円）。28年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、495社（27年度は475社）から約5億4,550万円（27年度は約7億4,400万円）となった。

4. 市町村への資金拠出を実施

容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」（平成20年4月～）によって、関係する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ拠出した総額は、20～22年度分は約93～100億円であったが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた23～25年度分は約19～24億円にとどまった。2回目の想定単価の見直しが行われた26年度分は約14億円、27年度分は約16億円となっており、28年度分は29年9月に拠出する予定である。

また、PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの一部の有償入札に伴う収入分については、引き続き、関係する市町村等に対して、“引き取り量”及び“落

札単価”に応じた資金拠出を実施した。28年度は、1,151市町村等へ約53億8,580万円（27年度は1,145市町村等へ約67億7,700万円）を拠出した。

5. 商工会議所・商工会への業務委託

（１）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所（日商、29年4月1日現在で515商工会議所）及び、主に町村部に拠点を置く全国商工会連合会（全国連、29年4月1日現在で1,661商工会）に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込みの受付及び普及啓発活動を行った。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター）に申込みを行ってくる特定事業者もある。

（詳細は、本文22ページ掲載の「平成28年度再商品化委託申込件数」をご参照。）

（２）特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、更に主務5省の協力も得ながら、当協会では特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。28年度は19都市で21回開催（前年度は19都市20回）、特定事業者等の参加者数は1,137名（同902名）、個別相談者は99名（同88名）であった。

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

（１）協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

当協会のホームページ(<http://www.jcpa.or.jp/>)の平成28年度の延訪問者数は、年間50万人を超えている。当協会ホームページでは、すべての再商品化義務履行者リスト、公表に同意した特定事業者ごとの再商品化委託料金、市町村からの引き渡し量の推移等の情報開示を推進する他、容リ制度による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等）を発信する等、情報発信ツールとして一層の活用を図った。特に、国民一般に幅広く情報発信を行うため、Facebook、Youtube、Twitterなど種々のSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を進めた。

（２）広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な状況について、社会一般に対して正確に報道されるような情報提供に留意した。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、2016東京国際包装展（TOKYO PACK 2016）（主催＝日本包装技術協会）、エコプロ2016「環境とエネルギーの未来展」（主催＝産業環境管理協会他）、「こどもエコクラブ全

国フェスティバル2017」（主催＝日本環境協会）を始めとする、多くの各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った。

（３）会報「容リ協ニュース」及び広報用DVDの一層の活用

当協会の会報「容リ協ニュース」（季刊）については、読み手のニーズを反映した紙面づくりに努めた。特に、リサイクル工場の様子、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の３Ｒ推進に向けた取り組みや、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例なども積極的に紹介した。

啓発ツールとしての広報用DVDは、市町村・市民向け並びに特定事業者向けに作成しているが、特に、平成28年度は「禁忌品混入防止のお願い」について、市民向け啓発ツールとして市町村での活用を積極的に呼びかけた。

（４）各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及啓発を行った。具体的には、再商品化事業者登録説明会（28年7月、於・東京）、特定事業者向け説明会・個別相談会（28年11月～29年1月、全国19都市・21回）、市町村説明会（28年11月、全国5ブロック）、再商品化業務に関する入札説明会（28年12月、於・東京）、契約事業者の業務手続きに関する説明会（29年3月、於・東京）等を開催。また、事業者団体、国や自治体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の派遣等を行った。



特定事業者向け説明会（於・東商）



説明会時の個別相談風景



市町村説明会（於・田町）



再生処理事業者向け入札説明会（於・竹芝）

7. 関係主体間の共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

また、平成28年度は前年度に引き続き、農林水産省の地方農政局担当者等を対象に開催した食品産業環境業務研修に当協会職員を講師として派遣し、容リ法に係る当協会の役割・業務や事業者からの問い合わせ対応等について説明を行うとともに、研修会参加者との意見交換を通じて情報共有を行った。

(2) 外国関係機関との交流

平成28年6月17日、インドネシアの環境団体「グリーンインドネシア」の関係者7名を対象に、当協会会議室において容リ制度についての説明と意見交換を行った。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請で、28年11月4日に、兵庫県神戸市においてアジア諸国等の廃棄物担当の自治体職員の研修会、更に、29年2月17日には、兵庫県の西宮市において、アルゼンチン等南米諸国の自治体職員を対象に、容リ制度について講演を行った。



インドネシア関係者への講習（於・協会会議室）



JICA 関西での南米諸国職員への講習（於・西宮）

また、当協会の海外調査としては、イ) 28年9月6日～9日に、タイのバンコク近郊のPETボトル再商品化製品利用事業者2社について、適正な利用に関する現地確認の実施、ロ) 28年9月23日～27日迄の間、PETボトルリサイクル推進協議会と合同で、中国のPETボトル再商品化事業者等への訪問調査を通じて、同国の再商品化事業に関する情報収集、ハ) 容器包装プラスチックに関して、「日欧の廃棄物組成の比較研究」のために行った現地調査では、28年10月26日～11月7日にかけてフランス等現地に赴き、現地機器メーカー等の協力を得て“欧州家庭ごみの分析試験等”を行った。

8. 事務局業務の改善と省資源・省エネ活動

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの見直し等を行った。

また、事務局における省資源・省エネ活動として、前年度に引き続き「平成28年夏期節電対策」（7月～9月）を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を励行した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

平成28年度は、当協会が平成8年9月に発足して20年目を迎えた年であるとともに、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」としてスタートをして7年目を迎えた年でもあった。28年度は、公益財団法人、更には、国の指定法人として、業務の厳格・万全な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じて、従前にも増して、ガバナンス（内部統制）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように努めた。

また、当協会では、公益財団法人に課せられた命題である“民による公益の増進”の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させるべく努めた。29年2月9日には、当協会の事務局責任者である代表理事専務及び代表理事常務と当協会の会計監査人との間で、協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

Ⅱ 事業実施状況

当協会では、容リ法第21条に基づく指定法人として日本全国で展開する諸事業が、当協会定款第5条に列記されている。第一点目は、特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業の実施。第二点目は、再商品化事業の推進に資するため広く一般に向けて行う①情報収集・提供、②調査研究活動、③講演会・説明会、④関係機関等との交流・協力等のほか、当協会の目的を達成するために必要な諸事業である。以上の事業はすべて、公益目的事業としても認定されている。

当協会定款の規定に基づいて実施した平成28年度事業活動の詳細は、以下の通りである。

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

指定法人である当協会が平成28年度に実施した「再商品化業務」は、「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から、容器包装の再商品化義務（＝リサイクルの義務）履行の代行の委託を受けて行ったものである。具体的には、当該事業者から支払われた“再商品化委託料”をもって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）である。

平成28年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段（ ）内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	28年度分別収集計画量 (a)	28年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	28年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	321 (322)	170 (170)	170 (170)	96 (97)	163.20 (164.90)
ガラスびん (茶色)	272 (273)	180 (180)	180 (180)	86 (85)	154.80 (153.00)
ガラスびん (その他)	186 (186)	160 (160)	160 (160)	92 (90)	147.20 (144.00)
PETボトル	306 (305)	449 (422)	306 (305)	100 (100)	306.00 (305.00)
紙製容器包装	136 (136)	253 (253)	※36 (36)	99 (97)	※35.64 (34.92)
プラスチック製容器包装	770 (763)	1,349 (1,349)	770 (763)	99 (99)	762.30 (755.37)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の28年度再商品化義務総量は、(a)の値から(a<bの為)、環境省が調査した市町村独自処理分(28年度は100千トン)を差し引いた量(※36千トン)に、特定事業者責任比率(d)をかけたもの(※35.64千トン)。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成28年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価<消費税抜き>
ガラスびん	無色	4,200 円 (4,400 円) / トン
	茶色	5,500 円 (5,800 円) / トン
	その他の色	9,700 円 (9,400 円) / トン
P E Tボトル		2,300 円 (3,300 円) / トン
紙		12,000 円 (13,000 円) / トン
プラスチック		45,000 円 (47,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化義務履行の代行を受託

当協会では、特定事業者から再商品化(＝リサイクル)義務履行の代行を受託するため、特定事業者が製造・利用又は輸入した「容器」や「包装」の使用量に基づいて、オンライン又は各地商工会議所・商工会を通じて、再商品化委託申込手続きを受けつけた。

平成28年度に特定事業者から受託した再商品化義務履行の代行実績は、次表の通り。

平成28年度再商品化義務履行の代行の受託実績(特定事業者分) () 内は前年度

素 材	受託社数(注)	受託量(トン)		受託金額(千円)*消費税込	
ガラスびん	3,137 (3,199)	396,842	(381,517)	2,718,074	(2,558,520)
無色	2,700 (2,755)	147,041	(152,658)	666,976	(725,427)
茶色	1,359 (1,365)	124,739	(126,102)	740,950	(789,899)
その他の色	1,115 (1,138)	125,062	(102,758)	1,310,148	(1,043,193)
P E Tボトル	1,198 (1,276)	289,347	(307,043)	718,736	(1,094,300)
紙	65,285 (64,334)	38,432	(38,262)	497,633	(536,847)
プラスチック	79,207 (78,482)	849,223	(849,793)	41,168,408	(43,040,723)
合 計	80,827 (80,059)	1,573,843	(1,576,615)	45,102,851	(47,230,390)

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等も個店(1社)としてカウント。

2. 本表の実績は、29年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(2) 市町村負担分の再商品化受託実績

容器包装のリサイクル義務免除の“小規模事業者”(容リ法第2条第11項の四)に係るリサイクル費用は、市町村負担とされているため、当協会では市町村と、小規模事業者に係るリサイクルの実施契約を締結し、平成28年度再商品化委託単価に基づいて、1,454市町村からリサイクルを受託・実施した。なお、P E Tボトルの製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで、リサイクル費用は発生しない。

平成28年度再商品化委託申込みの受託実績(市町村負担分) () 内は前年度

素 材	受託量(トン)	受託金額(千円) *消費税込
ガラスびん	27,476 (30,424)	197,764 (229,036)
無色	4,130 (3,174)	18,731 (15,081)
茶色	14,450 (16,123)	85,830 (100,994)
その他の色	8,897 (11,127)	93,203 (112,961)
P E Tボトル	0 (0)	※ 115 (※ 376)
紙	215 (658)	2,790 (9,245)
プラスチック	5,092 (5,122)	247,490 (259,972)
合 計	32,784 (36,204)	448,159 (498,629)

(備考) 本表の実績は、29年3月末日現在の年度締め時点での数値。

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール（＝圧縮梱包したもの）にできないことから、ボトルのまま（＝「丸ボトル」という）当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。

丸ボトルは、ベールに比べて容積で約7倍、運搬費も約7倍かかると言われ、容り法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進する観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引き取りを行い、28年度は、当該市町村から約12万円（前記表の※印）の支払いがあった。

（３）市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741カ所の市町村（平成28年4月1日現在、東京23区含む、総務省調べ）のうち、1,565カ所（協会と契約している東京23区のうち22区を含む、前年度1,560カ所）と28年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,635カ所（前年度1,644カ所）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札によって4素材ごとに選定された再商品化事業者（別項2-（1）参照）にリサイクル業務を委託した。

28年度に市町村から引き取った使用済み容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）の総量は、ガラスびん356,088トン（前年度比97.8%）、PETボトル194,865トン（同101.4%）、紙製容器包装22,195トン（同97.9%）、プラスチック製容器包装657,264トン（同99.1%）、合計1,230,413トン（同99.1%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況、のとおりである。

（４）再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

平成29年度においては、28年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、27年度の抛出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成28年度予定実施委託料金}}{\text{平成28年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成27年度予定抛出委託料金}}{\text{平成27年度再商品化予定抛出委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

～平成29年度入札に向けた事業者登録及び入札選定の状況～

平成29年度入札に参加を希望する再商品化事業者を、28年7月に募集し、10月に書面審査を行った。更に、11月には最終の“登録判定会議”を開催し、素材毎に登録希望事業者に関する申請状況の説明を行うとともに、昨年度に引き続き、外部監査人として出席して頂いた消費者代表や弁護士によるチェックを受けながら登録の可否を判定する等、登録判定過程の透明性と公平性を担保した。

なお、事業者個々の登録審査判定に際しては、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。取り分け、財政的基礎審査は、債務超過等の財政的問題がある事業者について行い、必要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

① 入札選定結果（落札状況） ～平成29年3月末現在の数値～

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を選定し、再商品化実施契約を締結した。平成29年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は、次の通りである。

PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動などに柔軟に対応するため、26年度以降は、上期・下期の年2回入札を実施している。

こうした中で、29年度上期分入札は28年12月～29年1月に実施、29年度下期分入札は29年6月～7月（予定）に入札選定を行うこととなる。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	58社 (61社)	58社 (60社)	51社 (56社)
紙	57社 (58社)	57社 (58社)	48社 (46社)
プラスチック	57社 (62社)	57社 (62社)	46社 (52社)

- (備考) 1. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした（一部例外を除く）。
2. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(29年4月)。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

ロ) PETボトル（上期・下期）

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	53社 (57社)	52社 (52社)	46社 (47社)	—(40社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(29年4月)。
2. 29年度下期入札は、29年6月～7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

② 平成29年度－28年度落札単価比較＜素材毎＞ ～平成29年3月末現在の数値～

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	29年度（a）	28年度（b）	前年度比（a－b）
無 色	4,680	4,648	32
茶 色	5,262	5,189	73
その他の色	8,142	7,988	154
合 計	6,141	6,026	115

ロ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/トン）		
		29年度（a）	28年度（b）	対前年度(a-b)
総平均		-9,659	-8,706	-953
	有償分	-12,495	-11,451	-1,044
	逆有償分	5,663	5,676	-13

ハ) プラスチック製容器包装

＜プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/トン）		
		29年度（a）	28年度（b）	対前年度(a-b)
材料リサイクル（白色トレイ）		48,243	43,388	4,855
材料リサイクル(白色トレイ以外)		54,897	50,652	4,245
油化		—	—	—
高炉還元剤化		39,325	38,656	669
コークス炉化学原料化		49,659	43,374	6,285
合成ガス化		35,453	36,757	-1,304
プラスチック合計		50,105	46,059	4,046

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤）炭化水素油（化学原料）ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料化等（＊）		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

（備考）1. （＊）緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料化等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札には参加できない。

2. ケミカルリサイクルの定義欄に記載の“分級”とは、粒の大きさを揃えること。

二) PETボトル

＜PETボトル 29年度（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/㍑）			
		29年度 上期分 (a)	28年度 上期分 (b)	対前期 (a-b)	【参考】 28年度 下期分
総平均		-41,843	-20,385	-21,458	-32,134
	有償分	-43,003	-22,384	-20,619	-33,394
	逆有償分	82,275	20,071	62,204	55,326

（2）引き取りバール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施する等、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分かれている。

① プラスチック製容器包装

イ) バール品質調査：品質改善が進む一方、破袋度向上が課題

平成28年4～10月にバール品質調査を実施した結果、容器包装比率が85%を下回るDランクが7件（昨年3件）、破袋度評価がDランクの市町村は25件（昨年25件）と、昨年同様に改善が進んでいない。また、ライター、電池等禁忌品（きんきひん）の混入については、以前にも増して悪化しており依然喫緊の課題となっている。

この調査への市町村の立会率は約60%（前年度61%）となっており、バール品質調査への市町村の関心は依然として高い。

なお、容器包装比率評価、破袋度評価のいずれかがDランクの市町村を対象に、改善計画の提出を求めるとともに再調査を実施。年度内にすべての該当市町村に対する再調査を完了した。

ロ) 市町村での“出前講座”の実施等

容リ法の対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は重要課題の一つである。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のバール（＝分別収集したものを圧縮梱包したもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象に当協会スタッフが現地に出向いて行う「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施しており、28年度は、16市町村等で開催し710名の参加があった。

また、出前講座では、容器包装リサイクルの概要やリサイクルの実際について、市町村担当者の自主的勉強会用教材DVD「プラスチック製容器包装“ビデオ出前講座”」（24年度作成）を視聴するとともに、「禁忌品混入防止のお願い」DVDともども日常の学習教材としての積極的活用を推奨した。

平成28年度「出前講座」の開催実績

No.	実施市町村、 一部事務組合	実施日	参加者数	No.	実施市町村、 一部事務組合	実施日	参加者数
1	港区	4月14日	27	9	千葉県内の市町村	8月23日	87
2	町田市	4月28日	11	10	桶川市	9月29日	19
3	久留米市	5月12日	20	11	西東京市	11月1日	40
4	錦町	6月1日	5	12	府中市	10月19日	12
5	藤沢市	6月8日	5	13	半田市	11月2日	10
6	鶴岡市	7月1日	200	14	能代市	12月12-13日	150
7	五所川原市	7月15日	10	15	津市	2月14日	39
8	大和市	9月29日	50	16	昭島市	3月17日	25
＜参加者総計 710名＞							

- ・1回の開催時間：2時間30分～3時間
- ・内容＝（１）「DVD出前講座」の視聴、（２）補足説明、（３）DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版視聴、（４）質疑応答、引き続き、処理施設現場での説明。

② PETボトル

平成28年度においては、前年度においてDランク判定の5市区町村・6保管施設は、協会が立会って品質改善計画の進捗を確認した。3市区町村で評価ランクが向上したが、改善されなかった3市区町村・3保管施設に対しては、再度、品質改善計画書の提出及び今後の品質改善を要請した。PETボトルとガラスびんとの混合収集である4市での改善は、収集形態が変わらない限り急激な改善は望めないが、落札事業者からの要望もあり、引き続き改善要請をしている。

28年度調査で、Dランクとなった7件（7市区）からは改善計画書が提出され、協会立会いのもとで品質調査を実施することとした。また、調査対象とした再生処理事業者による調査は29年3月末迄にすべて完了し、翌4月に協会ホームページに調査結果を掲載した。

③ 紙製容器包装

平成28年度は、引き取りのあつた108カ所の保管施設すべてに対して調査を実施した。その結果は、Aランク106（前年度107）、Bランク0（同1）、Dランク2（同0）となった。

（３）環境負荷データ等の効果的な情報発信

① PETボトル

PETボトルについては、使用済みPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等について、関連団体とも連携し幅広い層への情報発信を行うべく、前回調査（＝平成25年度公表の“使用済みPETボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析”＜対象は23年度＞）を踏まえて、分別収集から繊維などの再商品化製品利用製品の加工工程までを通して、各工程での資源エネルギー、消費エネルギー及び排出CO₂を対象とし、リサイクルした場合・しなかった場合の比較分析を行った。

具体的工程は、使用済みPETボトルの回収・選別保管から、再商品化処理、利用工程への搬送、再商品化製品利用工程（繊維、シート、成型品等の製造）までとし、再商品化製品利用製品が市場でバージン材料から製造された同等の製品を代替するも

のとした。リサイクルしなかった場合は、焼却あるいは埋立処理するものとして評価し、以上のデータによるリサイクル効果を総合的に分析した。

調査分析結果は、平成 29 年 1 月に当協会ホームページで公表するとともに、同年 2 月 21 日に、関係者を対象とした分析結果報告会を、当協会会議室にて開催した。

② プラスチック製容器包装

プラ製容器包装に関しては、協会ホームページに「リサイクルのゆくえ プラスチック製容器包装」に係る「環境負荷削減効果」を掲載するとともに、リサイクル手法毎のバール投入量と環境負荷削減効果を合わせてグラフ化し、環境負荷データの報告・公表を年次報告として継続した。併せて、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ*等の見直しを行い、必要な箇所の再計算と確認を行った。

*インベントリーデータ＝ライフサイクルの各段階における、資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータのこと。

③ ガラスびん

平成 27 年度に実施した「市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷」に関する調査の結果、ガラスびんの製造工程で市中カレット(再生材)を使うと、ガラスびん 1 トン当たり 247 k g の CO₂ 排出量削減効果があることが判明した。

当協会では、この調査結果をホームページに掲載するとともに、再生処理事業者向け説明会や市町村説明会で説明し、ガラスびんカレットを利用した場合の環境負荷の低減効果を訴え、ガラスびん引取量の拡大を要請した。

(4) オンライン申込みの促進による業務の効率化

当協会の基幹システム REINS による、特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引き渡しのオンライン申込率は、当協会の諸会議や説明会等での PR、或いはチラシ配布などの成果もあり、ここ数年着実に伸びている。

具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成 20 年度再商品化委託申込受付時が約 24%であったのに対して、21 年度は約 31%、22 年度は約 38%、23 年度は約 43%、24 年度は約 48%、25 年度は約 52%、26 年度は約 55%、27 年度は約 58%、更に 28 年度は初めて 60%を超え、約 61%となっている。また、当協会では、契約事務の高度化のため、オンライン化の一層の推進に努めており、市町村の 28 年度利用率は約 95% (29 年度引渡申込時) に達している。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係で 100%の利用率となっている。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 28 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の

公正性を担保するために、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の一層の整備を行った。

28年度の危機管理実績の一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動5件（前年度7件）、「業務改善指示」が16件（同8件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を38件（前年度28件）発信する等、危機管理として各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した「告発情報」であるが、28年度は7件（同6件）あり、適切に対応した。ちなみに、こうした専用ダイヤルで寄せられた公益通報への対応が風説流布につながることもないよう、情報管理も含めて慎重な対応を行った。

② 危機管理体制の維持強化

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

本委員会では、市町村・再商品化事業者・特定事業者・協会内部ごとに想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度で分析し、具体的なリスク未然防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署からの情報提供などを適宜行うことで、情報セキュリティシステムの運用徹底と、情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害、世界的な感染症の蔓延等によるパンデミックにおけるBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）についても、事務局の一人一人が日常的にBCPに関する意識を高めるために、災害を想定したBCPの訓練を実施した。

また、内部研修『危機管理セミナー』（28年5月）では、当協会のシステム担当管理職を講師に“スマートフォンセキュリティ対策”と題して、広く普及しているスマートフォンを使用する際のセキュリティ対策と、職員が業務で使用するPCの外部からの不正アプローチへの対応ノウハウ（＝詐欺を目的とするランサムウェア対策etc.）について、全役職員への周知徹底を図った。

（2）再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者との“再商品化実施委託契約書”記載事項の順守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実・効率的な実施を通じて、当協会による事業者管理体制を強化した。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めた一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」並びに「現地確認の実施」の指導を徹底した。また、事業者管理の強化のために、再商品化事業者への検査訪問頻度を、再商品化事業者の実態に応じてメリハリをつけて対応した。素材ごとに行った現地検査の平成28年度実績は、次のとおり。

平成28年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)			
ガラスびん	52社	59施設	(49社	56施設)
P E Tボトル	36社	39施設	(40社	44施設)
紙	36社	44施設	(39社	49施設)
プラスチック	48社	95施設	(53社	102施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っているが、当協会においても平成28年度は、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続・強化した。

- 国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：28年5月、同8月、同11月、29年2月）
- 特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載
- 全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じて普及啓発活動を実施
- ただ乗り事業者対策の一環として、特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額を、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して公開（＝平成20年度から、主務省の指導で継続）

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている大口事業者6社に対しては、当協会の顧問弁護士名での法的措置を念頭に置いた支払い催告を行い、催告をかけた全ての事業者から分割払いも含めて支払う旨の意思表示があった（約7,600万円）。28年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、495社(27年度は475社)から約5億4,550万円（27年度は約7億4,400万円）となった。

4. 市町村への資金拠出を実施

(1) 容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出の実施

平成20年4月から改正施行された容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。20年度分以降、毎年、翌年9月に、関係する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行っている。

20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価

の1回目の変更が行われた23～25年度分の拠出額は約19～24億円にとどまった。2回目の想定単価の変更が行われた26年度分は約14億円（拠出対象1,428市町村等）、27年度分は約16億円（拠出対象1,442市町村等）となっている。また、28年度分は29年9月に拠出する予定である。

合理化拠出金推移

(金額単位：億円)

	20年度分	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分
プラ製容器包装	91.02	92.20	95.87	22.93	18.09	21.17	12.85	16.06
紙製容器包装	0.56	0.26	0.45	0.13	0.13	0.07	0.02	0.04
PETボトル	3.26	0.88	3.40	1.12	0.52	—	1.02	0.12
ガラスびん	—	—	—	0.24	0.15	0.03	—	—
合計	94.85	93.35	99.72	24.43	18.89	21.27	13.89	16.22

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出

PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの一部の有償入札（＝再商品化事業者が逆有償ではなく有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、関係する市町村等に対して、“引き取り量”及び“落札単価”に応じた資金拠出を実施した。平成28年度は、1,151市町村等へ約53億8,580万円（27年度は、1,145市町村等へ約67億7,700万円）を拠出した。

また、市町村ごとの拠出情報について、27年度分を初めてホームページで公表（28年12月）した。28年度分以降は、翌年の6月に公表する予定である。（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

有償入札に伴う拠出金推移

(金額単位：億円)

	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—
紙製容器包装	0.05	0.67	1.48	1.62	1.39	1.72	2.11	2.17
PETボトル	12.94	38.93	81.56	79.38	67.88	101.47	65.65	51.68
ガラスびん	0.09	0.01	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00
合計	13.07	39.61	83.03	80.99	69.28	103.19	67.78	53.86

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所（日商、29年4月1日現在で515商工会議所）及び、主に町村部に拠点を置く全国商工会連合会（全国連、29年4月1日現在で1,661商工会）に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。加えて、全国主要19都市（延べ21回）で「特定事業者向け説明会・個別相談会」を開催した。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成28年度における特定事業者からの「再商品化委託契約件数・金額」は、合計で19,350件（前年度19,759件）・451億285万円（同472億3,040万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込

受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、27年度は11,408件（申込件数の57.7%）に対して、28年度は11,792件（同60.9%）と伸びている。

※ OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置している組織。

平成28年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 （合計）		件 数	金 額（消費税込）
		19,350 件 （100.0%）	45,102,851,221 円 （100.0%）
申 込 内 訳	商工会議所	4,824 件 （24.9%）	5,342,795,043 円 （11.8%）
	商工会	2,178 件 （11.3%）	865,098,107 円 （1.9%）
	特定事業者から直接	11,792 件 （60.9%）	36,827,964,952 円 （81.7%）
	OPC	556 件 （2.9%）	2,066,993,119 円 （4.6%）

- （備考） 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
 2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（28年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
 3. 本表の実績は、29年3月末日現在の年度締め時点での数値。

（2）特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、更に主務5省の協力も得ながら、当協会では特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。28年度は19都市で21回開催（前年度は19都市20回）、特定事業者等の参加者数は1,137名（同902名）、個別相談者は99名（同88名）であった。この活動は、22年度から本格的に取り組んでいるが、今後も継続する。

また、業務委託を行う日商及び全国連では、こうした説明会のほか、それぞれの団体の全国ネットワークの中で、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた容リ制度に関わる普及啓発、会報やホームページによる情報発信等を継続的に行っている。

平成28年度容器包装リサイクル制度に関する特定事業者説明会の開催実績

開催地	開催日	開催地	開催日
札幌	28年12月20日	仙台	29年1月26日
秋田	28年11月10日	富山	29年1月13日
前橋	28年11月18日	さいたま	28年12月14日
東京①	28年12月7日	東京②	28年12月9日
東京③	28年12月16日	横浜	28年11月17日
甲府	28年12月21日	浜松	28年12月6日
名古屋	28年12月13日	福井	29年1月24日
大阪	28年12月20日	神戸	29年1月11日
広島	29年1月17日	徳島	29年1月24日
福岡	29年1月18日	鹿児島	28年11月25日
那覇	29年1月20日		
合計	19都市21回開催、参加者数1,137名、個別相談99名		

（参考）前年度の開催は、19都市20回開催。参加者数902名、個別相談88名。

(3) 担当者研修会の開催

全国各地の商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込みの契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン入力操作）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

開催日：平成28年9月27日（火）、9月29日（木）、10月7日（金）

出席者数：98商工会議所・106名

開催場所：東京（アジュール竹芝）、福岡（福岡商工会議所）、大阪（大阪商工会議所）

<商工会関係>

開催日：平成28年8月26日（金）、9月2日（金）、9月14日（水）

出席者数：64商工会（連合会）・66名

開催場所：東京（東京国際フォーラム）、神戸（ホテル北野プラザ六甲荘）、福岡（リファレンス博多駅東）

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

(1) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

当協会のホームページ（<http://www.jcpra.or.jp/>）の平成28年度の延来訪者数は、年間50万人を超えている。当協会ホームページでは、すべての再商品化義務履行者リスト、公表に同意した特定事業者ごとの再商品化委託料金、市町村からの引き渡し量の推移等の情報開示を推進する他、容リ制度による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等）を発信する等、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

特に、国民一般に幅広く情報発信を行うため、Facebook、Youtube、Twitterなど種々のSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を進めたほか、消費者向けコンテンツ「よくわかる！容器包装のリサイクル」（27年度にリニューアル）についてトピックス等の充実を図った。また、市町村向けの「環境学習など取り組み事例紹介サイト」（27年度に開設）について、引き続き全国市町村の情報収集に努めるとともに、活用促進を図った。

(2) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な状況について、社会一般に対して正確に報道されるような情報提供に留意した。

さらに、「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案などを当協会の広報活動に積極的に反映させた。前掲の、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの制作は、その成果でもある。平成28年度の広報専門委員会は、29年2月10日に開催し、機関誌“容リ協ニュース”及び“年次レポート”及び協会ホームページの28年度活動実績を報告するとともに29年度の活動計画について説明し、意見交換を行った。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、2016東京国際包装展

(TOKYO PACK 2016) (主催＝日本包装技術協会)、エコプロ2016「環境とエネルギーの未来展」(主催＝産業環境管理協会他)、「こどもエコクラブ 全国フェスティバル2017」(主催＝日本環境協会)を始めとする、多くの各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った(詳細は、P26～P28参照)。

(3) 会報「容リ協ニュース」及び広報用DVDの一層の活用

当協会の会報「容リ協ニュース」(季刊)については、読み手のニーズを反映した紙面づくりに努めた。特に、リサイクル工場の様子、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取り組みや、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例なども積極的に紹介した。

啓発ツールとしての広報用DVDは、市町村・市民向け並びに特定事業者向けに作成しているが、特に、平成28年度は「禁忌品混入防止のお願い」(27年度製作)について、市民向け啓発ツールとして、市町村での活用について積極的に呼びかけ、DVDを小学校に配布(愛知県刈谷市)したり、自治会連合会を通じて配布(静岡県浜松市)するなどの活用事例を「容リ協ニュース」(28年5月末発行)で紹介した。

(4) 各種説明会等による普及・啓発

① 平成29年度登録希望事業者に対する説明会

平成29年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る連絡を、28年7月1日付官報等で行い、同月中旬に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を開催し、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての厳格な審査要件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	28年7月12日 13:30～15:30	霞山会館 「牡丹の間」	63名(51社)
PETボトル	28年7月11日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	86名(55社)
紙	28年7月11日 13:30～15:30	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	50名(47社)
プラスチック	新規事業者のみ別途説明		

② 平成29年度事業の実施に向けた市町村説明会

平成29年度事業の実施に向け、当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪及び福岡)に分け、次のとおり開催した。

地 区	開催日	場 所	出席者(市町村・一部事務組合数)
北海道	28年11月15日 13:00～15:00	札幌全日空ホテル(札幌) 「白楊の間」	64名(63市町村等)
東 北	28年11月14日 13:00～15:00	ホテルメトロポリタン仙台(仙台) 「星雲」	41名(39市町村等)
関 東	28年11月9日 13:00～15:00	ホテルJALシティ田町東京(東京) 「鸞鳳(らんほう)の間」	177名(173市町村等)
関 西	28年11月11日 13:00～15:00	ホテルマイステイズ 新大阪コンファレンスセンター(大阪) 「グランドホール」	126名(120市町村等)
九 州	28年11月10日 13:00～15:00	西鉄グランドホテル(福岡) 「鳳凰の間」	87名(80市町村等)

③ 平成 29 年度再商品化業務に関する入札説明会

平成29年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を開催し、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	28年12月16日 13:00～15:00	東海大学校友会館 「三保・霞の間」	68名(56社)
PETボトル	28年12月16日 13:00～15:00	東海大学校友会館 「望星の間」	81名(54社)
紙	28年12月16日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	44名(42社)
プラスチック	28年12月15日 13:00～15:00	アジュール竹芝 「天平の間」	106名(60社)

④ 平成 29 年度の契約事業者の業務手続に関する説明会

平成29年度の契約予定再生処理事業者を対象に、業務手続に関する説明会を開催し、市町村の分別基準適合物の引き渡し方法、業務手続及び業務フロー、オンラインによる引き取り実績報告、実施契約の締結、法令遵守等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	29年3月15日 13:00～15:00	東海大学校友会館 「富士の間」	55名(47社)
PETボトル	29年3月16日 13:00～15:00	アジュール竹芝 「天平の間」	71名(46社)
紙	29年3月16日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	41名(40社)
プラスチック	29年3月16日 13:00～15:00	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	87名(45社)

7. 関係主体間の共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

また、平成28年度は前年度に引き続き、農林水産省の地方農政局担当者等を対象に開催した食品産業環境業務研修(28年5月26日)に当協会職員を講師として派遣し、容リ法に係る当協会の役割・業務や事業者からの問い合わせ対応等について説明を行うとともに、研修会参加者との意見交換を通じて情報共有を行った。

(2) 外国関係機関との交流

外国関係機関との交流について、平成28年度は、わが国を訪問する海外関係者へのセ

ミナー開催などに積極的に協力した。

- ① 28年6月17日には、インドネシアでごみ問題に取り組む団体「グリーンインドネシア」の要請で、当協会会議室において同国の関係者7名を対象に、わが国の容器包装リサイクル制度についての説明と意見交換を行った。
- ② 更に、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請により、28年11月4日に、兵庫県神戸市のJICA関西会議室においてアジア諸国等の廃棄物担当の自治体職員の環境行政能力向上のための研修会で“日本の容器包装リサイクル制度”について講演を行った。更に、29年2月17日には、同じくJICAからの要請で、兵庫県の西宮市役所において、アルゼンチン等南米諸国の自治体職員を対象に、同様の講演を行った。
- ③ この他にも29年2月1日に、東京都環境局が主催する海外研修生等を対象として研修会で、容器包装リサイクル制度について講演を行うなど積極的に対応した。
- ④ また、海外調査では、“PETボトルリサイクル”に関する「タイにおける再商品化製品利用状況調査」と「中国における現状調査」を実施した。タイでは、新たなスキームである、加工用PETフレークの輸出申請事業者の現地確認及びトレーサビリティ確保のため、28年9月6日～9日に、タイのバンコク近郊の利用事業者2社を視察し、必要な情報・資料を求めた。中国では、PETボトルリサイクル推進協議会と合同で、28年9月23日～27日迄の間、同国の化学繊維業界団体との打合せ及び現地の再生処理・利用事業者の訪問調査を通じて、中国のリサイクル事情を把握し、今後の当協会の再商品化事業に資する情報収集を行った。

更に、“容器包装プラスチック廃棄物”に関して、「日本とヨーロッパの廃棄物組成の比較研究」のために行った現地調査では、28年10月26日～11月7日にかけてフランス等現地に赴き、現地機器メーカー等の協力を得て“欧州家庭ごみの分析試験等”を行った。また、今後の総合的評価の参考とすべく高度な品質管理を実施する再生処理事業者の実態等を調査した。

（3）各種イベントへの後援・協賛及び講師派遣など

平成28年度において、当協会が後援・協賛及び講師派遣等をおこなった環境関連イベント等は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
28年5月24～27日 (於：東京ビッグサイト)	2016NEW環境展	日報ビジネス株式会社	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一堂に展示、情報発信	協賛
28年10月4～7日 (於：東京ビッグサイト)	「TOKYO PACK2016-2016 東京国際包装展」	公益社団法人日本包装技術協会	包装資材、包装機械の生産・包装・流通の技術振興と交流及び包装の最新情報を発信	協賛
28年11月11日 (於：荒川区 日暮里サニーホール)	第11回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包	後援

			装の3Rを推進するための場作り	
28年11月11日 (於：ホテルグランヴィア岡山)	第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会（幹事団体） 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と共に循環型社会の形成等について考える	協賛
29年3月19日 (於：早稲田大学西早稲田キャンパス理工学術院)	こどもエコクラブ全国フェスティバル2017	公益財団法人日本環境協会	子供たちが広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加等を通じて環境問題を解決する力を育成	後援

環境関連イベント等への主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
28年5月26日 (於：公益社団法人 日本包装技術協会 会議室 東京都中央区)	第90回包装情報研究会 「容器包装リサイクル制度の概要・変更点など」	公益社団法人 日本包装技術協会	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長
28年5月26日 (於：農林水産省研修所 八王子市)	農林水産省 平成28年度食品産業環境業務研修 「容器包装リサイクル制度について（概要・委託料金の仕組み）」 「事例から学ぶ特定事業者への対応について」	農林水産省 食料産業局	青山 直樹 企画広報部 部付部長 山口 直子 企画広報部課長
28年7月5日（於：東京） 28年7月7日（於：福岡） 28年7月12日（於：大阪） 28年7月20日（於：仙台）	食品容器環境美化協会・地方連絡会議 「容器包装リサイクル法の主要検討テーマについて」	公益社団法人 食品容器環境美化協会	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
28年9月21日（於：株式会社ファンケル 会議室 横浜市）	ファンケルグループ向け社内研修 「容器包装リサイクル制度について」	株式会社ファンケル	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長 山口 直子 企画広報部課長
28年10月5日 (於：東京ビッグサイト 東ホールセミナー会場)	2016 東京国際包装展セミナー 「容器包装リサイクル制度の概要・変更点など」	公益社団法人 日本包装技術協会	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長

28年11月4日 (於：JICA関西会議室 神戸市)	JICA廃棄物管理能力向上 研修(アジア各国) 「容器包装リサイクル法と現 状について」	独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 関 西国際センタ ー	青山 直樹 企画 広報部 部付部長
29年2月1日 (於：当協会 大会議室)	東京都「資源リサイクル促進」 研修 「容器包装リサイクル制度に ついて」	東京都環境局	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長
29年2月10日 (於：一般社団法人 日本 アパレル・ファッション産 業協会 会議室 東京都中 央区)	一般社団法人 日本アパレ ル・ファッション産業協会 環 境対策委員会 「容器包装リサイクル制度と その義務について」	一般社団法人 日 本 ア パ レ ル・ファッション 産業協会	青山 直樹 企画 広報部 部付部長
29年2月17日 (於：西宮市役所 東館 803 会議室)	JICA総合的な廃棄物管理 研修(中南米各国) 「容器包装リサイクルについ て」	独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 関 西国際センタ ー	青山 直樹 企画 広報部 部付部長
29年2月22日 (於：仙都会館 会議室 仙台市)	平成28年度東北農林水産関連 企業環境対策協議会研修会 「容器包装リサイクル制度に ついて」	東北農林水産 関連企業環境 対策協議会	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長
29年3月14日 (於：当協会 大会議室)	平成28年度韓国環境公団との 第25回日韓定期会議及び第 18回実務者会議に係る研修 「容器包装リサイクル制度の 現況と拡大生産者責任(EPR) について」	独立行政法人 環境再生保全 機構	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長

8. 事務局業務の改善と省資源・省エネ活動

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。

具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの見直し等を行った。なお、同センターによる28年度の個別対応件数は、特定事業者関係4,252件(前年度4,615件)、商工会議所・商工会関係305件(同402件)、その他389件(同579件)、計4,946件(同5,596件)であった。

（２）事務局内における省資源・省エネへの取り組み

事務局における省資源・省エネ活動として、前年度に引き続き「平成28年夏期節電対策」（７月～９月）を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を励行した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の節電は、夏期に限定せず継続している。また、事務用品のリユース、特定事業者向け送付書類の見直しなど紙使用量の抑制、事務局内での分別排出の徹底など、地道な活動を継続した。

（３）平成29年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成28年度再商品化業務と並行して、29年度再商品化業務の準備作業を、別紙２「平成29年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成28年度）」のとおり実施した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

平成28年度は、当協会が平成8年9月に発足して20年目を迎えた年であるとともに、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」としてスタートをして7年目を迎えた年でもあった。28年度は、公益財団法人、更には、国の指定法人として、業務の厳格・万全な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じて、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。当協会では、公益財団法人に課せられた“民による公益の増進”の趣旨を踏まえつつ、当協会の指定法人業務である再商品化事業及びそれに付随して行う様々な関連事業の推進に努めた。

29年2月9日には、当協会の事務局責任者である代表理事専務及び代表理事常務と当協会の会計監査人との間で、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

また、当協会では28年4月に、事業執行体制の整備及び適正な事業執行に万全を期するため、「内部監査規程」（20年2月制定）に基づく書面監査方式による定期監査＜①秘密情報管理状況、②個人情報保護、③倫理規程及び就業規則などの順守等＞を実施した。加えて、29年度に行う自主的な「臨時監査」（2回目）の実施に向けた諸準備の一環として臨時監査の対象・範囲・方法等の検討と「臨時監査実施要領」の策定を行った。29年度は、本要領に基づいて、臨時監査を実施することになる。